

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案									現行									
ルクセンブルク																		
メキシコ																		
オランダ																		
ロシア																		
サウジアラビア																		
シンガポール																		
南アフリカ																		
スペイン																		
スウェーデン																		
スイス																		
トルコ																		
英国																		
米国																		
合計																		
(記載上の注意)																		
<p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ―比率（銀行法第14条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ―比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p>																		
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)									〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)									
(以下略)									(以下略)									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案									現行								
ルクセンブルク																	
メキシコ																	
オランダ																	
ロシア																	
サウジアラビア																	
シンガポール																	
南アフリカ																	
スペイン																	
スウェーデン																	
スイス																	
トルコ																	
英国																	
米国																	
合計																	
(記載上の注意)																	
<p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ―比率（銀行法第14条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ―比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p>																	
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)									〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)								
(以下略)									(以下略)								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案									現行									
ルクセンブルク																		
メキシコ																		
オランダ																		
ロシア																		
サウジアラビア																		
シンガポール																		
南アフリカ																		
スペイン																		
スウェーデン																		
スイス																		
トルコ																		
英国																		
米国																		
合計																		
(記載上の注意)																		
<p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ―比率（銀行法第 14 条の 2 第 1 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ―比率を記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)（経過措置ベース）」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。</p>																		
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)									〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (略)									
(以下略)									(以下略)									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案									現行
ルクセンブルク									
メキシコ									
オランダ									
ロシア									
サウジアラビア									
シンガポール									
南アフリカ									
スペイン									
スウェーデン									
スイス									
トルコ									
英国									
米国									
合計									
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ―比率（銀行法第14条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ―比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p> <p>[国内基準に係る単体自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>									
<p>[国内基準に係る単体自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案								現行
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（海外営業拠点を有する銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率（銀行法第 14 条の 2 第 2 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)（経過措置ベース）」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。</p>								
<p>[国内基準に係る連結自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>								<p>[国内基準に係る連結自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案								現行
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（海外営業拠点を有する銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ―比率（銀行法第14条の2第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ―比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p>								
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕								〔国内基準に係る連結自己資本比率〕
(略)								(略)
(以下略)								(以下略)

改正案	現行
<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人に関するその他の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>7~11 (略)</p> <p>12 その他</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。</u></p> <p>2 <u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>	<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人に関するその他の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>7~11 (略)</p> <p>12 その他</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人に関するその他の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>7~11 (略)</p> <p>12 その他</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。</u></p> <p>2 <u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>	<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人に関するその他の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>7~11 (略)</p> <p>12 その他</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第11号

改正案								現行							
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%) を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p> <p>[国内基準に係る連結自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>															
<p>[国内基準に係る連結自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案								現行							
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%) を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>6 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p> <p>[国内基準に係る連結自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>															
<p>[国内基準に係る連結自己資本比率] (略)</p> <p>(以下略)</p>															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第14号

改正案	現行
<p>別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人に関するその他の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>7~11 (略)</p> <p>12 その他</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。</u></p> <p>2 <u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>	<p>別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人に関するその他の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>7~11 (略)</p> <p>12 その他</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>